

ジュニア・アスリート支援事業費支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県競技力向上推進本部長（以下「本部長」という。）は、2023年開催の国民体育大会（以下「2023国体」という。）、2024年開催の国民スポーツ大会（以下「2024国スポ」という。）を目指す選手の競技活動の充実及び本県の両大会での躍進を図るため、予算の範囲内において支援金を交付することとし、その支援事業の実施については、この要綱に定めるところによる。それ以外のことについては、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。）を準用する。

(支援金交付の対象及び時期)

第2条 支援金の交付対象となる者は、佐賀県競技力向上推進本部が当該年度に認定した強化指定選手のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 2023国体において、原則、各競技の少年種別最高学年の選手。
- (2) 2024国スポにおいて、原則、各競技の少年種別最高学年の選手及びその一学年下の選手。
- (3) その他本部長が特別に必要と認めるもの。

2 交付の時期については、前項に定める対象者が中学2年生になる年度からとする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、一人当たり年額10万円とする。

(交付の対象経費)

第4条 支援金の交付の対象経費は、競技活動に要する経費とする。

(支援金の交付申請兼交付請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ジュニア・アスリート支援事業費支援金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）（以下「交付申請書兼交付請求書」という。）に掲げる書類を添付し、別途本部長が通知する日までに1部提出しなげなければならない。ただし、相当な理由があると本部長が認めた場合はこの限りではない。

(支援金の交付決定、額の確定及び支払)

第6条 本部長は、前条の交付申請書兼交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適切と認められる場合、支援金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

- 2 申請者の指定口座への支援金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。
- 3 第1項の審査の結果、不相当と認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の交付申請書兼交付請求書を受理してから支援金の交付決定及び額の確定をするまでに通常要する期間は30日とする。

(状況報告及び調査)

第7条 本部長は、必要に応じて申請者に対して支援事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の交付決定の取り消し等)

第8条 本部長は、支援対象者が支援金を他の用途に使用し又は支援金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年12月1日より施行する。

附 則

令和3年4月1日一部改正。